

平成 27 年度地方債同意等予定額（第 1 次分）について

平成 27 年 7 月

自治財政局

1. 同意等予定額の総額

- 地方公共団体から提出のあった起債予定額等に基づき、あらかじめ同意等予定額を通知。
- 今回通知する同意等予定額は、地方公共団体の当初予算に計上されている事業に伴うもの。

	同意等予定額		
	通常収支分	東日本大震災分	合計
都道府県 指定都市	58,982 億円	487 億円	59,469 億円
市町村 特別区	45,302 億円	1,107 億円	46,409 億円
総額	104,284 億円	1,594 億円	105,878 億円

- 今回通知する同意等予定額は 10 兆 5,878 億円であり、既届出額 4,973 億円を加えると、11 兆 852 億円となり、地方債計画額 12 兆 2,064 億円の 90.8%（対前年度比 +0.9%）である。
- 今回、同意等予定額を通知する主な事業債
公共事業等（1 兆 1,792 億円）、下水道事業（1 兆 60 億円）、旧合併特例（6,062 億円）、臨時財政対策債（4 兆 5,250 億円）

2. 同意等予定額の通知日

7 月 24 日（金）（普通交付税の決定日と同日）

3. その他

第 2 次分に係る同意等予定額については、28 年 2 月に通知予定。

○ 地方債同意等予定額について(平成27年度第1次分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	48,074	3,073	38,619	41,692	6,382	86.7%
公共事業等	16,389	1,116	11,792	12,908	3,481	78.8%
公営住宅建設事業	1,126	113	1,076	1,189	▲63	105.6%
災害復旧事業	647		185	185	462	28.6%
教育・社会福祉施設等整備事業	3,359	280	3,899	4,179	▲820	124.4%
学校教育施設等	1,232	78	1,691	1,769	▲537	143.6%
社会福祉施設	376	61	311	372	4	99.0%
一般廃棄物処理	649	93	1,209	1,302	▲653	200.5%
一般補助施設等	562	13	485	498	64	88.6%
施設(一般財源化分)	540	35	203	238	302	44.1%
一般単独事業	20,543	1,526	17,348	18,874	1,669	91.9%
一 般	4,351	755	4,155	4,910	▲559	112.9%
うち一般事業		755	3,715	4,470		
うち第三セクター改革推進債			440	440		
地域活性化	490	18	523	541	▲51	110.3%
防災対策	871	37	627	664	207	76.2%
地方道路等	3,221	543	2,207	2,750	471	85.4%
旧合併特例	6,200	33	6,062	6,095	105	98.3%
緊急防災・減災事業	5,000	140	3,760	3,900	1,100	78.0%
公共施設最適化事業	410		14	14	396	3.5%
辺地及び過疎対策事業	4,565		4,110	4,110	455	90.0%
辺地対策	465		439	439	26	94.5%
過疎対策	4,100		3,670	3,670	430	89.5%
公共用地先行取得等事業	345	38	209	247	98	71.6%
行政改革推進	1,000				1,000	—
調 整	100				100	—
公営企業債	25,118	1,900	20,415	22,315	2,803	88.8%
水道事業	4,334		4,294	4,294	40	99.1%
工業用水道事業	178		161	161	17	90.5%
交通事業	1,786	31	1,408	1,439	347	80.6%
電気事業・ガス事業	164		142	142	22	86.9%
港湾整備事業	544	6	410	417	127	76.6%
病院事業・介護サービス事業	4,116	30	3,331	3,361	755	81.7%
市場事業・と畜場事業	2,096	1,771	165	1,935	161	92.3%
地域開発事業	805	3	402	405	400	50.3%
下水道事業	10,981	26	10,060	10,086	895	91.8%
観光その他事業	114	32	42	75	39	65.5%
(公営企業退職手当債)						—
臨時財政対策債	45,250		45,250	45,250	0	100.0%
退職手当債	800				800	—
合 計	119,242	4,973	104,284	109,258	9,984	91.6%
減収補填債(5条分)						—
減収補填債(特例分)						—
総 計	119,242	4,973	104,284	109,258	9,984	91.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	388		344	344	44	88.6%
公営住宅建設事業	345		319	319	26	92.6%
災害復旧事業	33		20	20	13	62.0%
一般事業	10		4	4	6	39.2%
公営企業債	22		12	12	10	56.8%
水道事業	2		1	1	1	32.0%
病院事業・介護サービス事業	1				1	—
市場事業・と畜場事業	2		1	1	1	53.0%
下水道事業	17		11	11	6	63.5%
被災施設借換債	15				15	—
総計	425		356	356	69	83.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(2) 全国防災事業

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	2,397		1,238	1,238	1,159	51.6%
全国防災事業	2,397		1,238	1,238	1,159	51.6%
総計	2,397		1,238	1,238	1,159	51.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

3 合計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (6月分まで) B	今回通知額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	119,242	4,973	104,284	109,258	9,984	91.6%
2 東日本大震災分	2,822		1,594	1,594	1,228	56.5%
(1) 復旧・復興事業	425		356	356	69	83.8%
(2) 全国防災事業	2,397		1,238	1,238	1,159	51.6%
合計	122,064	4,973	105,878	110,852	11,212	90.8%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

地方債計画に対する同意等予定額通知状況

1. 通常収支分

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成27年度地方債計画額		119,242	30,381	19,197	40,000	29,664
② 同意等予定額		104,284	29,414	18,359	22,739	33,772
	都 道 府 県 指 定 都 市	58,982	9,815	6,152	22,698	20,316
	市 町 村 特 別 区	45,302	19,598	12,207	41	13,456
内 訳	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市	—	—	—	—	—
	市 町 村 特 別 区	—	—	—	—	—
	今 回 通 知 額	104,284	29,414	18,359	22,739	33,772
	都 道 府 県 指 定 都 市	58,982	9,815	6,152	22,698	20,316
	市 町 村 特 別 区	45,302	19,598	12,207	41	13,456
③ 既届出額		4,973			3,732	1,242
	都 道 府 県 指 定 都 市	4,864			3,732	1,133
	市 町 村 特 別 区	109			—	109
④ 小計 (②+③)		109,258	29,414	18,359	26,471	35,014
	都 道 府 県 指 定 都 市	63,846	9,815	6,152	26,430	21,449
	市 町 村 特 別 区	45,411	19,598	12,207	41	13,565
⑤ 計画残額 (①-④)		9,984	967	838	13,529	▲5,350

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

2. 東日本大震災分
 (1) 復旧・復興事業

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成27年度地方債計画額		425	290	135	—	—
② 同意等予定額		356	224	126	—	6
	都 道 府 県 指 定 都 市	134	91	40	—	3
	市 町 村 特 別 区	222	134	86	—	3
内	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市	—	—	—	—	—
訳	市 町 村 特 別 区	—	—	—	—	—
	今 回 通 知 額	356	224	126	—	6
	都 道 府 県 指 定 都 市	134	91	40	—	3
	市 町 村 特 別 区	222	134	86	—	3
③ 計画残額 (①-②)		69	66	9	—	▲6

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

(2) 全国防災事業

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成27年度地方債計画額		2,397	2,019	378	—	—
② 同意等予定額		1,238	854	336	1	46
	都 道 府 県 指 定 都 市	353	350	—	1	2
	市 町 村 特 別 区	884	505	336	—	44
内	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市	—	—	—	—	—
訳	市 町 村 特 別 区	—	—	—	—	—
	今 回 通 知 額	1,238	854	336	1	46
	都 道 府 県 指 定 都 市	353	350	—	1	2
	市 町 村 特 別 区	884	505	336	—	44
③ 計画残額 (①-②)		1,159	1,165	42	▲1	▲46

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

3. 合計

(単位：億円)

		計	財政融資	機 構	市場公募	銀行等引受
① 平成27年度地方債計画額		122,064	32,690	19,710	40,000	29,664
② 同意等予定額		105,878	30,492	18,821	22,741	33,824
	都 道 府 県 指 定 都 市	59,469	10,256	6,193	22,699	20,322
	市 町 村 特 別 区	46,409	20,237	12,628	41	13,503
内	既 通 知 額	—	—	—	—	—
	都 道 府 県 指 定 都 市	—	—	—	—	—
内	市 町 村 特 別 区	—	—	—	—	—
	今 回 通 知 額	105,878	30,492	18,821	22,741	33,824
内	都 道 府 県 指 定 都 市	59,469	10,256	6,193	22,699	20,322
	市 町 村 特 別 区	46,409	20,237	12,628	41	13,503
③ 既届出額		4,973			3,732	1,242
	都 道 府 県 指 定 都 市	4,864			3,732	1,133
	市 町 村 特 別 区	109			—	109
④ 小計 (②+③)		110,852	30,492	18,821	26,472	35,066
	都 道 府 県 指 定 都 市	64,333	10,256	6,193	26,431	21,454
	市 町 村 特 別 区	46,518	20,237	12,628	41	13,612
⑤ 計画残額 (①-④)		11,212	2,198	889	13,528	▲5,402

(注) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているため、計とは一致しない場合がある。

標準税率未滿団体の建設地方債の発行に対する許可予定額通知について

○ 名古屋市（総務大臣許可）

(1) 減税の概要

平成24年度から個人市民税・法人市民税の5%減税を実施

(2) 世代間の負担の公平への影響

同意等基準運用要綱に定める基準に基づき精査した結果、平成27年度の減収見込額を上回る行政改革の取組等を予定していることを確認

(3) 地方税率の確保状況

平成25年度の地方税の徴収率が類似団体を上回っていることを確認

⇒ 同意等基準に照らし適当と認められることから、建設地方債の発行に対する許可予定額通知を発出

参照条文

○地方財政法（昭和23年法律第109号）（抄）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 略

2・3 略

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

5～7 略

○平成27年度地方債同意等基準（平成27年総務省告示第162号）（抄）

第三 許可団体に係る許可基準

六 標準税率未満により許可を要する場合

普通税の税率が標準税率未満の地方公共団体については、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとする地財法第5条本文の趣旨を踏まえ、当該普通税の税率が標準税率未満であることによる世代間の負担の公平への影響や地方税収の確保の状況等を勘案して、地方債を許可するものとする。

世代間の負担の公平への影響については減税による減収額を上回る行政改革の取組等を予定しているかどうか、また、地方税収の確保の状況については当該団体の地方税の徴収率が類似団体の地方税の徴収率を上回っているかどうかを中心に精査するものとする。

○平成27年度地方債同意等基準運用要綱（抄）

- 1 「行政改革の取組等」については、標準税率未満団体における行政改革の取組等によって確実に生み出される歳入確保及び歳出削減に係る効果額を算定の対象とすること。この際、行政改革の取組等によって歳出の増減両方の効果がある場合には歳出の純減分を算定すること。
- 2 1の効果額は、原則として、標準税率未満団体が減税のために新規に実施する取組によるものであること。ただし、過去の行政改革の取組等の効果が減税を実施する年度まで及んでいることが客観的に確認できるものに限り、5年を限度として算定の対象とすることができる。